

審 議 票

R4.3.3

Ⅲ-1

審議項目	適正な管理, 安全管理措置		
関係規定	現行条例		新法
	第12条, 第13条		第65条～第68条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・「個人情報管理責任者」の設置など	・従事者の義務など	・漏えい等の報告等
新条例への規定の可否	・ 内部管理等に係る規律については, 条例に規定できるものと考えられる。		

※ 関係規定は, 別紙参照

項 目 と 論 点	1 適正管理のための体制	① 講じるべき「安全管理のための必要かつ適切な措置」の具体的な内容 ② 「個人情報管理責任者」の設置に係る条例の規定の要否
	2 委託等に伴う措置・従事者の義務	① 個人情報を取り扱う事務を委託する際の留意点 ② 職員等以外にも, 指定管理や委託(再委託を含む。)による事業の従事者及び行政機関等における派遣労働者の義務が新法に明記されること。
	3 漏えい等への対応	① 事故防止の方策 ② 漏えい等について, 新たに個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられること。

考 え 方 ( 案 )	<1について>	① 個人情報管理責任者を核とした体制の確保, チェックシートを用いた各職員による定期的な自主点検, 各職層(新規採用職員, 情報化推進支援員, 所属長など)を対象とした研修の実施, デジタル化の進展に合わせたセキュリティ対策などの取組を一層徹底していく。 ② 個人情報の適正な管理のための責任体制を明確にするため, 引き続き「個人情報管理責任者」を置くことを新条例に規定したい。
	<2について>	① 引き続き, 委託先選定時における相手方の個人情報保護体制の確認, 委託契約書等における個人情報保護の遵守の明記, 履行状況の確認などを徹底する必要がある。
	<3について>	① 漏えい等を発生させない事前の体制づくりが重要であり, 「<1について>①」及び「<2について>①」の取組を徹底していく。 ② 現行の「事故対応の手引」をアップデートするなど, 個人情報保護委員会への報告について制度所管課を窓口とする体制を整備するとともに, 新たに義務付けられる報告や通知の趣旨等を庁内にしっかり周知していく。

主な意見	後日記載
------	------

関係規定【適正な管理, 安全管理措置】

R4.3.3 III-1

現行条例	新法	備考
<p><b>(個人情報の適正な管理)</b>  <b>第12条</b> 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。                  2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置かなければならない。                  3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p>	<p><b>(正確性の確保)</b>  <b>第65条</b> 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>	<p><b>&lt;正確性の確保&gt;</b>                  (条例) …正確かつ最新の状態                  (新法) …過去又は現在の事実と合致</p>
<p><b>(個人情報取扱事務の委託に伴う措置)</b>  <b>第13条</b> 実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするとき(地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときを含む。)は、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。                  2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者及び地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者の指定を受けて公の施設の管理を行う者(以下…という。)は、受託した業務及び当該管理の業務(以下…という。)に関する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>(安全管理措置)</b>  <b>第66条</b> 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。                  2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。                  ●(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務                  ●(2) 指定管理者(地方自治法(…)に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(…)の管理の業務                  (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの                  (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの                  (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p><b>(個人情報の保有の制限等)</b>  <b>第61条</b> 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。…において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、…。                  2 行政機関等は…、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p>	<p><b>&lt;安全管理措置&gt;</b>                  ○ 講じるべき安全管理措置には、次のものが挙げられている。                  ・ 組織的安全管理措置(体制整備等)                  ・ 人的安全管理措置(研修等)                  ・ 物理的安全管理措置(盗難、散逸の防止等)                  ・ 技術的安全管理措置(アクセス制御等)                  (「事務対応ガイド(案)」R3.11月 個人情報保護委員会事務局)                  ○ 新法には、適正管理に係る責任者を置く旨の規定や、不要となった個人情報の廃棄や消去に関する直接的な規定はない。                  ○ 不要な個人情報の消去について条例で規定することについては、法第61条第1項及び第2項の規律に照らし、「法律の規律と実質的に同様の内容を規律することになることから、このような規定を条例で設けることは許容されません。」とされている。(Q&amp;A(案) R3.6月等 個人情報保護委員会事務局)</p> <p><b>&lt;委託に伴う措置&gt;</b>                  ○ 現在、本市では次のような措置を講じることとしている。                  ・ 相手方選定時の保護体制の調査                  ・ 契約書等への安全管理や個人情報保護に関する事項を明記                  ・ 履行内容の監督 など</p>
<p><b>(実施機関等の責務)</b>  <b>第3条</b> 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性に関する事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。                  2 実施機関の職員等又は実施機関の職員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p><b>第45条</b> 次に掲げる者が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。                  (1) 実施機関の職員等又は実施機関の職員等であった者                  (2) 第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者又は従事していた者(以下略)</p>	<p><b>(従事者の義務)</b>  <b>第67条</b> 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(…において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p><b>(漏えい等の報告等)</b>  <b>第68条</b> 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。                  2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。                  (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。                  (2) 当該保有個人情報が第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。</p>	<p><b>&lt;漏えい等の報告等&gt;</b>                  ○ 新法では、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられる。次のものが報告等の対象となる。(規則第43条)                  ・ 要配慮個人情報が含まれるもの                  ・ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがあるもの                  ・ 不正の目的をもって行われたおそれがあるもの                  ・ 本人の数が100人を超えるもの                  ・ 条例要配慮個人情報が含まれるもの(未定)</p>